

虎藏及蔵工代表六名、銀座三丁目、洋行、銀行、事務所ヲ訪レ  
太田政通、橋本徳彦、橋本芳彦、課長、林、工島、長等ニ面會シ、  
工側ヨリ會社ノ發表セル値下案ハ經營上ノ欠陥ヨリ生シタル  
欠損ヲ補填セシク為程、業負ニ其ノ責ヲ轉嫁セムルモノニ  
妥當ニアラハルヲ以テ、今回ノ値下額ハ總括的半分ニセラレ、  
イト要求シタルニ會社側ハ、今回發表ノ率ハ普通一割ニ分減  
定人（高齢者）ニ割六分減平均一人二十四錢減ニシテ之カ  
表ニハ慎重審議ノ上作成セルモノニシテ、過般爭議ニ於テモ  
火ノ犧牲ヲ拂ヒ社會ノ批判ヲ度外視シ會社ノ原案ヲ固守シ  
ル事例ニ當レテモ此ノ際組合側ノ抗議ニヨリ云々スヘキ性質  
ニ非ハルモ諸君ノ誠意ヲ諒トシ最後案トシテ  
（一）梁色係請負員一人ニ付一日金十錢ノ割ヲ以テ仮請負規定ニ  
ヨリ利益金ニ對スル仮配當ヲ為ス  
但シ減給金十錢以下ノ者ハ減給額ヲ仮配當ヲ為ス

(二) 利益金配當ノ清算ハ半期毎ニ為ス

(三) 決算期ハ次ノ二期トス

上半期（自十二月至五月） 下半期（自六月至十一月）

(四) 期末ニ於ケル清算ノ結果利益配當金額カ半期間ノ仮配當金  
額ヲ越ヘタル場合超過額カケ支給スルモノトス

(五) 本方法ハ昭和六年二月六日ヨリ向六ヶ月間試ニ實施ス

ト述ヘタルニ組合側代表者モ火休ニ於テ異議ナキモ尚一般從  
業員ト協議ノ上回答ヲ付シテ述ヘ價銀問題ハ最終案ヲ見タル  
モ更ニ解雇問題ニ關シ代表者ヨリ極力考慮方ヲ交渉シタルモ  
太田取締役ハ強硬ニ拒絶シタル為、並ニ虎藏ヨリ重役諸氏ハ工場  
當事者ト協議ノ上具體的事案ヲ示シテ賞ヒ度イト迫リ之カ解  
決案トシ工場内各職場ニ於ケル人員ノ過不足等ノ相剋的問題  
ニ關シ明日（四日）第二工場ニ於テ業務課長等ト會見スヘキ  
コトヲ約シテ辭去セリ